



ミャンマー銀行セクターの動向

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 研究員
秋山 文子
akiyama@iima.or.jp

ミャンマーの銀行セクターは、後発 ASEAN 諸国の銀行セクターの中で最も発展が出遅れた。しかし、2011 年の民政移管後は国際支援の下、徐々にではあるが、近代化に向かいつつある。

1. 現状と変遷

(1) 規模等

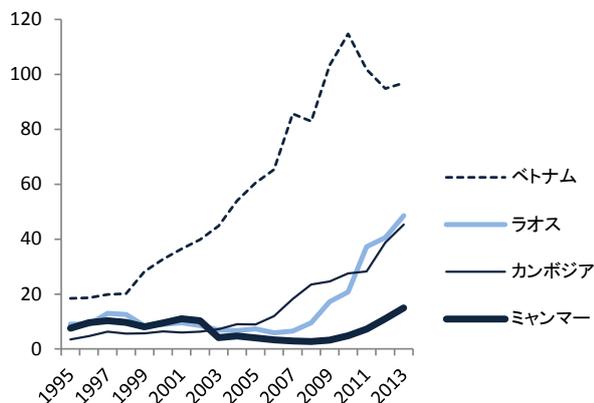
同国の金融と言えばほぼ銀行セクターの金融である。資本市場は黎明期にあり¹、また、マイクロファイナンス機関の事業規模は極めて小さい²。しかし、その銀行セクターも、2013 年度末時点³の貸出（国内与信）残高の対 GDP 比が 15%（図表 1）、預金残高の対 GDP 比が 32%と小規模である。もっとも、2010 年度から 2013 年度にかけて貸出および預金残高の年平均伸び率は 5-6 割と、2-3 割であった 2000 年代から大幅に上昇した（図表 2）。

¹ 同国の証券取引法は 2013 年 7 月に成立したばかりである。同国初の証券取引所であるヤンゴン証券取引所は、国営商業銀行であるミャンマー経済銀行（MEB）と（株）日本取引所グループ、（株）大和総研の合弁によって 2015 年に開設される予定である。

² マイクロファイナンス（MF）法の施行は 2011 年 11 月と比較的最近である。2015 年 6 月上旬の報道によると、同国の金融当局者は MF 機関の 2010 年以降の取扱高が 560 億チャットと述べた。2014 年の IMF 推計によると、同国の国内与信額は 2015 年 3 月末時点で 11.8 兆チャットである。

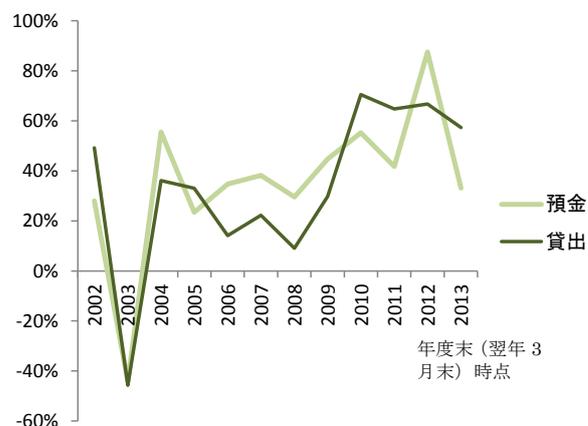
³ 同国の年度区切りは 3 月末で、2013 年度末とは 2014 年 3 月末である。

図表 1 国内与信残高の対 GDP 比率 (%)



(出所) 世界銀行、IMF、GIZ のデータを基に作成
注：ミャンマーのみ翌年 3 月末時点、その他は年末時点

図表 2 貸出および預金残高の前年比推移



(出所) IMF、GIZ のデータを基に作成

(2) 歴史的経緯

1962 年に誕生したネ・ウィン独裁政権は「ビルマ式社会主義」と呼ばれる計画経済を推進したため、金融部門では 1963 年に民間金融機関が国有化され、1969 年に中央銀行を唯一の金融機関とするモノバンク制度が開始された。1988 年、経済低迷の末に新たな軍政が誕生すると、同国は市場経済体制に移行した。銀行セクターは中央銀行と商業銀行で構成される二層銀行制度に戻り、1990 年代の後半までは地場銀行の設立および外国銀行による駐在員事務所の設置が相次いだ。しかし、その後はアジア通貨危機の余波、2003 年の銀行取り付け騒動⁴、麻薬取引に絡む資金洗浄疑惑が持たれた大手 3 行の閉鎖による銀行不信の強まり、同国の国際社会からの政治的・経済的孤立によって銀行セクターの発展は再び停滞した。同国が 2011 年 3 月の文民政権樹立と民主化政策の推進によって国際社会に復帰し始めたことで、銀行セクターにおいては国際機関や先進諸国の助言・技術支援を取り入れた近代化改革が一気に本格化した。国連調査によると成人の個人口座の保有率は 2013 年時点で 5% 未満である。

2. 構成

(1) 中央銀行

ミャンマー中央銀行 (Central Bank of Myanmar : CBM) は 1990 年制定の中央銀行法

⁴ 2003 年 2 月、当時の最大手銀行 Asia Wealth Bank (資金洗浄疑惑に伴って業務停止後、2005 年に廃止) に対する不信感の高まりから同行で取り付けが発生し、その他の財閥系の銀行にも伝播した。取り付けが原因の銀行倒産は起きなかったが、預金激減に伴って実施されたローンの強制回収によって経済も混乱し、同年度の経済成長率は IMF 推計で 0% と前年度の 5% 台から急低下した。

を根拠とする。前身は 1948 年設立のビルマ連合銀行（Union Bank of Burma）⁵である。CBM は通貨の発行管理、金融調整、自国通貨チャットの安定性確保など中銀の基本業務に加えて、商業銀行に対する規制・監督業務を担う。同行は財政歳入省（現：財務省）の管理下にあったが、2013 年 7 月の改正中銀法の施行によって同省から独立し、業務運営の自主性を確保した⁶。

（2）商業銀行

地場の商業銀行は国営銀行（CBM の区分では state bank）4 行と、官公庁系、財閥系など事業形態が多様な非国営銀行（同、private bank）23 行がある。1990 年制定の農業開発銀行法を根拠法とする国営のミャンマー農業開発銀行を除いて、いずれも 1990 年制定の金融機関法を根拠とする。ドイツ国際協力社（GIZ）によると、2013 年 3 月時点の地場商業銀行の総資産内訳は国営銀行 66%、非国営銀行 34%であるが、CBM の Myat Thida Min 氏のレポートに基づく同時点の融資シェアは国営銀行 23%、非国営銀行 77%で、後者のシェアが逆転する。両データ間のギャップは主に、国営銀行の総資産に公金取扱いに伴う多額の流動資産が含まれる点から生じていると考えられる。外国銀行は 2015 年 4 月以降に 6 行が営業開始したばかりである。

①国営銀行

4 行のうち、ミャンマー経済銀行（MEB）、ミャンマー農業開発銀行（MADB）、ミャンマー外国貿易銀行（MFTB）の 3 行はそれぞれ商業銀行、農業金融、外国為替業務の各機能を担う専門銀行として、1976 年の中央銀行の再編時に設立された。ミャンマー投資商業銀行（MICB）は内外企業に対する外為業務を含む銀行サービスの提供を目的に、1989 年に設立された。MEB、MFTB、MICB は財務省に、MADB は農業灌漑省に管理されている。国営銀行に対する CBM の検査・監督は民間銀行と比べて緩く、国営銀行の財務関連データは殆ど公表されていない。限られた情報に基づく、MEB の総資産規模が他の 3 行に対して圧倒的に大きく⁷、また、同行の資産の健全性は乏しいとみられる⁸。

⁵ ビルマ連合銀行はインド準備銀行ヤンゴン支店の機能を継承して設立された。

⁶ CBM による短期国債 3 カ月物の全額引受は 2015 年 1 月に終了した。その後、当該短期国債は CBM を通じて入札発行されている。

⁷ CBM、世界銀行、OECD のデータ・情報を統合すると、2012 年 3 月末時点で国営銀行の総資産が 3.2 兆チャット、MEB に次いで規模が大きい MADB の総資産が 0.1 兆チャットであるため、MEB の総資産は約 3 兆チャットと推計される。

⁸ CBM の May Toe Win 氏の 2010 年付レポートによると、国営銀行の不良債権比率は 2005 年 6 月末から 2009

各行の特徴は図表 3 の通りである。同国政府は IMF の助言を受けて、国営銀行の効果的な運営方法を模索中である。IMF の 2014 年 4 条協議報告書によると、同国政府の検討案には MEB を開発銀行に、MFTB を輸出入銀行に改編する案が含まれる。

図表 3 国営銀行一覧

| 名称 (略称) | 主要機能 | 特徴 |
|--|--------------|--|
| Myanmar Economic Bank (MEB) | 商業銀行 | 一般の商業銀行業務に加えて、300 余りの拠点を通じた貨幣流通や公金 (State Fund Account) 管理を CBM と連携して実施。また、財務省を後ろ盾に、政府関連機関向けの低利融資も行っている ⁹ 。 |
| Myanmar Foreign Trade Bank (MFTB) | 外為業務 | 同国における外為業務の大半を担うが、近年、外為業務の取扱機関が一部民間銀行および外国銀行に拡大された。また、かつて同行が大半を保有した同国の外貨準備は、CBM が一括保有することになった。このため、将来の組織再編が不可避となっている。 |
| Myanmar Investment & Commercial Bank (MICB) | 内外企業向け銀行サービス | 内外企業に対して外為業務を含む銀行サービスを提供しているが、業務規模は小さい。 |
| Myanmar Agricultural Development Bank (MADB) | 農業金融 | 郊外などに 200 余りの拠点を有する。零細農家向けに、主に穀物生産に必要な短期資金の無担保ローンを供与。返済実績の良好な相互連帯保証グループに借入人が所属していることを融資条件にしているため、不良債権は極めて少ない。一方、世界銀行は同行の経営ガバナンス体制が極めて脆弱であることや、CBM による検査を殆ど受けていない点などを要改善点として指摘している。 |

(出所) CBM、IMF、世界銀行

②非国営銀行

非国営銀行には大手財閥など民間経営の銀行、官公庁が経営する政府系銀行、政府関係者が経営を主導する銀行などがある (図表 4)。23 行のうち、15 行が 1992-1997 年に、8 行が 2010 年以降に設立された。政府系銀行は殆どが特定の産業・事業への資金供給を目的に設立されているが、実際には顧客が多様化している銀行もある。

かつて非国営銀行は国営銀行と比べて拠点数が大幅に少なく、IMF によると 1999 年 3 月時点で前者が 105、後者が 550 以上であった。しかし、2013 年頃から大手行の出店が加速し、例えば最大手である Kanbawza Bank (KBZ) の拠点数は 2012 年から 2014 年の間に約 100 から 300 まで増加した。現地紙 Myanmar Times の集計等に基づく、非国営銀行の拠点数は 2014 年に 700 に達したとみられる。ATM も 2011 年に Co-operative Bank (CB) が設置開始して以来増加しつつあり、GIZ 資料に基づく 2014 年に 900 台超が設置済である¹⁰。モバイルバンキングの取扱いは 2014 年から一部大手行が開始して

年 3 月末にかけて 18-27%で推移した。その後、国営銀行の不良債権処理が大幅に進んだとの報告・報道はない。

⁹ 世界銀行の 2014 年 MADB 査定報告書によると、MADB に向けた MEB の融資金利は年率 4%と、MEB の普通預金金利 (8%) を 4%も下回る。

¹⁰ CBM 主導で 2011 年に設立された決済ネットワークの運営主体 Myanmar Payment Union (MPU) が、2012

おり、正規金融¹¹サービスの普及を促進する役割が期待されている¹²。

外為業務の取扱いはかつて国営銀行に限られたが、2011年10月に外貨両替免許が付与された非国営銀行17行のうち、11行に対して同年11月に公認外貨ディーラー（AD）免許が付与され¹³、2012年7月に外貨口座開設が許可された。現在、AD銀行は外為業務として外貨両替のほか外国送金、貿易決済、およびL/C開設などの貿易金融を扱っている¹⁴。海外就労者の母国向け送金を取り込むため、AD銀行と国際送金サービス会社の提携件数は増加している。

外国銀行との提携状況をみると、同国市場に対する本邦企業の注目の高まりを背景に2012年以降、本邦銀行との業務提携が相次いでおり、非国営銀行は提携先の本邦銀行から技術指導、人材育成を受けている。地場銀行に対する外銀の資本参加は現在不可であるが、地場銀行の近代化を一層促進する目的で近い将来認可される見込みである。

図表4 非国営銀行一覧

*総資産シェアはGIZ資料に基づく2013年3月末時点データ **AD免許付与銀行はCBM資料に基づく2013年4月末時点データ

| 名称（略称） | 設立許可（年） | 総資産シェア（%）* | 事業形態等 | 備考 | 外為業務** | HP開設 | 株式公開 |
|----------------------------|---------|------------|---|---------------------------------|--------|------|------|
| Kanbawza Bank Ltd (KBZ) | 1994 | 32.6 | 大手財閥 Myanmar Billion Group に所属。 | 2012年5月に三井住友銀行と技術支援覚書を締結。 | ● | ○ | |
| Myawaddy Bank Ltd | 1993 | 11.4 | 国防省関連企業 Union of Myanmar Economic Holdings が創設。 | 主な取引先は軍関係団体や軍人。 | ● | | |
| Co-operative Bank Ltd (CB) | 1992 | 10.8 | 2004年に小規模の協同組合銀行2行と統合。 | 2013年3月に三菱東京UFJ銀行と業務提携契約を締結。 | ● | ○ | ✓ |
| Myanma Apex Bank Ltd (MAB) | 2010 | 6.9 | 大手財閥 Eden Group に所属。 | 2014年11月にりそなグループの3銀行と業務提携契約を締結。 | ● | ○ | |

年9月から銀行間ATM・POS交換サービスを提供している。MPU加盟の商業銀行が発行するMPUカード（銀行カード）を使用して、POSを通じた物・サービスの代金支払い、ATMにおける現金引き出し、送金が行える。

¹¹ Formal finance の和訳。本邦では使用頻度が低い用語であるが、途上国・新興国における金融サービスの普及を巡る議論や取組みにおいては、法に基づいて設立された金融機関を通じて実施される金融サービスを formal finance、知人や親族、非正規の金融業者からの借入等を informal finance と呼ぶのが定着している。

¹² 同国の携帯電話普及率は2015年時点で25%以下であるが、通信情報省は2019年までに90%に引き上げる目標を掲げている。

¹³ 同国は2012年4月に固定相場制から管理フロート制に移行した。CBMは毎朝、AD免許を持つ銀行（2013年4月末時点：国営銀行3行、非国営銀行15行）と為替オークションを行い（注：オークション参加は任意）、その結果を基にチャット相場の軸となる対米ドル参考レートを決定する。許容変動幅は0.8%である。固定相場制の下では極端に割高な水準に据え置かれた公定レートと共に公認市場レート、市場実勢レートが併存していたが、管理フロート制の導入によって実勢レートに統一された。

¹⁴ 外国送金・貿易決済に伴う制限については、本邦法務省による同国の会社法、外為管理法（2012年8月施行）、改正外国投資法（2012年11月施行）の委託調査「2013年度ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書（委託先：森・濱田松本法律事務所）」に詳細な解説がある。

| | | | | | | | |
|--|------|-----|---|-----------------------------------|---|---|---|
| Global Treasure Bank Ltd ※旧 Myanmar Livestock and Fisheries Development | 1996 | 6.5 | 畜水産・農村開発省が管轄。 | | ● | ○ | ✓ |
| Ayeyarwaddy Bank Ltd (AYA) | 2010 | 6.2 | 大手財閥 MAX Myanmar Group に所属。 | 2012 年 11 月に十六銀行と業務協力協定を締結。 | ● | ○ | |
| Asia Green Development Bank | 2010 | 4.8 | 大手財閥 Htoo Group に所属。 | | ● | ○ | ✓ |
| Innwa Bank Ltd | 1997 | 3.4 | 国防省関連企業 Myanmar Economic Corporation が創設。 | | ● | ○ | |
| United Amara Bank Ltd | 2010 | 3.2 | 大手財閥 IGE に所属。 | | ● | ○ | |
| Rural Development Bank Ltd ※旧 Sibin Tharyar Yay Bank | 1996 | 2.8 | 畜水産・農村開発省(旧行時代は国境省)が管轄。 | | | ○ | |
| Small & Medium Industrial Development Bank Ltd | 1996 | 2.4 | 工業大臣など政府官僚が経営を主導。 | | ● | ○ | ✓ |
| Myanmar Oriental Bank Ltd | 1993 | 2.2 | 設立者は複数の元・国営銀行職員。 | | ● | ○ | |
| Yoma Bank Ltd | 1993 | 2.2 | 大手財閥 Serge Pun & Associates に所属。 | 2003 年の取り付け騒動で大打撃を受けた元・大手行。 | ● | ○ | |
| First Private Bank Ltd | 1992 | 1.7 | na | | ● | ○ | ✓ |
| Myanmar Citizens Bank Ltd | 1992 | 1.0 | 商業省が管轄。※商業省の管轄から外れたとの情報もある。 | | ● | ○ | ✓ |
| Tun Foundation Bank Ltd | 1994 | 1.0 | 複合企業 MGS Group の代表が創設。 | | ● | ○ | |
| Yangon City Bank Ltd | 1993 | 0.6 | ヤンゴン市が管轄。 | | | | |
| Yadanabon Bank Ltd | 1992 | 0.1 | マンダライ市が管轄。 | | | | |
| Asia Yangon Bank Ltd | 1994 | 0.1 | na | | | | |
| 以下、2013 年以降に設立された銀行 | | | | | | | |
| Naypyitaw Sibin Bank Limited | 2013 | — | ネピドー市が管轄。 | | | | |
| Myanmar Microfinance Bank Limited | 2013 | — | 協同組合省が管轄。 | 2014 年 6 月に三菱東京 UFJ 銀行と業務協力覚書を締結。 | | ○ | ✓ |
| Construction and Housing Development Bank Limited | 2013 | — | 建設省が管轄。 | | | | ✓ |
| Shwe Rural and Urban Development Bank Limited | 2014 | — | 財閥 Shwe Than Lwin Media に所属。 | | | | |

(出所) CBM データ、GIZ レポート、商業銀行 HP、各種報道を基に作成

③外国銀行

外国銀行の営業は二階層銀行制度の復活後も地場銀行を保護する目的から認められていなかったが、2014 年、同国政府は外国銀行に対して 1) 外国企業、合併企業および地場銀行のみを取引先とする、2) 現地通貨建て融資を行わない¹⁵、3) 開設できる支店

¹⁵ 外国銀行は現地通貨建て融資の案件があれば、提携先の地場銀行につなぐ。反対に、地場銀行には外貨建て融資の取扱いが認められていない。一方、Myanmar Times の記事 (2015/6/4 付) は匿名の CBM 高官がチャット相場の続落を防ぐ意図から、「我々は外国銀行による外貨建て貸出を奨励するつもりはなく、外国銀行は外国企業に対して直接、チャット建て融資を行える」と発言したと伝えている。

数は1銀行あたり1店舗という制限つきで、半世紀ぶりに営業を認可する決定を行った。営業許可申請を行った外銀25行のうち本邦メガ3行を含むアジア・オセアニア6カ国の9行が2014年10月に予備的な許可を取得し、最終許可を取得した銀行から2015年4月以降、営業開始した(図表5)。

外銀の駐在員事務所は1990年代後半以降の大幅減少を経て、民政移管後に急増した。現在は支店への昇格を控える外銀3行の駐在員事務所を含めて、37の駐在員事務所が存在する。親銀行の所属はASEAN諸国、韓国、インド、バングラデシュなど大半がアジアの国々である。

図表5 営業認可を受けた外国銀行

| 名称(略称) | 本拠地 | 支店開業 |
|--|---------|---------|
| 三菱東京UFJ銀行 | 日本 | 2015年4月 |
| 三井住友銀行 | | 2015年4月 |
| みずほ銀行 | | |
| Oversea-Chinese Banking Corporation (OCBC) | シンガポール | 2015年4月 |
| United Overseas Bank (UOB) | | 2015年5月 |
| Australia and New Zealand Banking Group (ANZ) | オーストラリア | |
| Bangkok Bank | タイ | 2015年6月 |
| Malayan Banking Berhad (Maybank) | マレーシア | |
| Industrial and Commercial Bank of China (ICBC) | 中国 | 2015年7月 |

(出所) CBM

3. 規制

(1) 健全性規制・銀行監督

銀行が安定性・健全性維持のために義務付けられている規制・基準には、自己資本比率規制、準備預金制度、流動比率規制、大口融資規制、債権分類基準、引当金計上基準がある(図表6)¹⁶。自己資本比率の最低所要水準は10%と国際基準である8%を上回るが、バーゼル1が適用されていないため、当該比率の算出方法は国際基準と異なる。銀行セクターの安定性・健全性に係る規制・基準は、改正金融機関法として近いうちに施行される予定の「銀行および金融機関法(Banking and Financial Institutions Law)」によって追加されるほか、既存の規制の一部が厳格化されて国際標準により近似する見込みである。

¹⁶ 2003年の取り付け騒動を機に導入された、預金受入額を払込資本金の一定倍率(当初7倍、のちに10倍、25倍に緩和)以下に制限する規制、および支店開設要件としての増資は、2011年以降の金融改革の一環で、段階的な緩和を経て廃止された。

図表 6 健全性維持に係る規制・基準

| 規制・基準 | 概要 |
|--------|--|
| 準備預金制度 | 預金の 10%以上を CBM に預託。CBM に週次報告要。 |
| 流動比率 | 負債の 20%以上を流動資産（現金、小切手、CBM 預け金、政府債、受取手形、他行預け金など）で保有する。CBM に週次報告要。 |
| 自己資本比率 | 最低所要水準である 10%以上を維持する。リスク掛け目は固定資産：20%、有担保ローン：50%、未収収益などその他資産：100%である。CBM に月次報告要。 |
| 大口貸出規制 | 同一の借入人向けの貸出金額を自己資本の 20%以内に抑制する。 |
| 債権分類 | 債権は元本または利息の支払延滞の期間によって standard（延滞日数：0 日）、watch（同：31 -60 日） sub-standard（同：61-90 日）、doubtful（同：91-180 日）、bad（同：180 日超）に分類される。※かつての債権区分の基準となる延滞期間は sub-standard が 6-12 カ月、doubtful が 12-24 カ月、bad が 24 カ月超であった。 |
| 引当金 | 一般引当金：貸出残高の 2%を積む。 貸倒引当金：各延滞債権に対して、以下の料率を積む。 watch/ 5%、sub-standard/ 25%、doubtful /50%、bad /100%。 |

（出所）CBM、CBM/Myat Thida Min 氏、GIZ の各レポートを基に作成

CBM による銀行監督には、財務諸表や各規制・基準の定期報告に基づくオフサイト検査、および CAMEL 評定（自己資本、資産の質、経営の質、収益性、流動性の各項目の評定）と資金洗浄およびテロ資金供与対策（AML/CFT）体制¹⁷の査定が行われる年次のオンサイト検査がある。しかし、実態としては、オフサイト検査は報告時点から大幅に遅延して実施され、オンサイト検査は数年間隔で実施されている。CBM に銀行監督の技術支援を行っている IMF はこれら検査の内容が不十分であるとし、銀行監督の担当職員の増員や予算投入による監督体制強化、および国営銀行に対するより踏み込んだ検査の実施を促している。

現時点で入手可能な非国営銀行の健全性指標の値を記すと、CBM 公表の 2012 年 3 月末時点の自己資本比率は 28%である。また、同行の Myat Thida Min 氏によると、2007 年度から 2012 年度にかけて、不良債権比率は 3%近くまで上昇後、1.6%まで低下した。総資本利益率（ROA）は 2%前後で推移し、自己資本利益率（ROE）は 10%台後半から 20%台前半に上昇した。概して比較的良好な水準であるが、CBM の銀行監督体制が未整備であることに鑑みると、これらデータの扱いは参考程度にとどめるべきと考えられる。自行ホームページに年次報告書を掲載しているのは現時点で大手 1 行（Ayeyarwaddy Bank）のみで、個別行の状況も一般には把握できない。

（2）預金・貸出金利

本格的なインターバンク市場が存在せず、CBM の金融政策手段に限られる¹⁸中、銀行

¹⁷ 同国は国際機関である金融活動作業部会（FATF）から AML/CFT 上の「戦略上重大な欠陥」への対応を求められている。銀行セクターについては透明性の強化、顧客管理措置の強化の継続が要求されている。

¹⁸ CBM は IMF の助言に従って、足許はマネタリーベースを金融調節の操作目標としている。

の預金・貸付金利は規制されている。2012年1月以降、預金金利は8%以上、貸出金利は13%以下に定められている¹⁹（図表7）。多くの銀行において普通預金の金利は8%-8.5%、貸出金利は12-13%とそれぞれ規定の下限・上限に近い水準に設定されている。一方、預金金利は定期預金金利の引き上げという形で2011年に部分的に自由化され、多くの銀行が現在、定期預金金利を最長の1年物で10%に設定している（図表8）²⁰。

図表7 預金・貸出金利の限度と公定歩合

| 適用開始時期 | 1999年4月 | 2000年4月 | 2006年4月 | 2011年9月 | 2012年1月 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 貸出金利 | 17%以下 | 15%以下 | 17%以下 | 15%以下 | 13%以下 |
| 預金金利 | 10%以下 | 9%以下 | 12%以下 | 10%以下 | 8%以上 |
| 公定歩合 | 12% | 10% | 12% | 12% | 10% |

（出所）CBM

注1：貸出金利には別途、1%程度の銀行手数料が上乘せられる場合がある。

注2：外貨預金および外貨建て融資は適用外。

図表8 現時点における一般的な定期預金金利

| 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 9カ月 | 1年 |
|-------|-------|-------|-------|--------|
| 9.00% | 9.25% | 9.50% | 9.75% | 10.00% |

（出所）商業銀行HP

（3）融資に係る制限

銀行融資には上述の金利規制のほか、原則として、融資期間が12カ月以内（※ローン種類によっては借り換え可能）、また、有担保型のみという制限がある。担保の種類は2003年の取り付け騒動以後、不動産（主に土地）に限定されていたが、金融改革の一環として緩和された。現在も大半の融資が土地を担保に実施されているが、銀行は金塊および金製装飾品、主要な輸出農作物、機械、政府債、普通・定期預金口座をそれぞれ担保に設定できるローンも取り扱うようになった。また、銀行による割賦販売の取扱いも始まった。一方、外国企業は不動産所有が認められておらず、賃借契約を通じて利用中の不動産の担保差入も不可であるため、実質的に銀行融資を受けられない。外国銀行の参入は現状改善に向けた取組みを後押しすると考えられるが、未だそのような動きは報じられていない。

¹⁹ 零細農家向け融資を行う国営銀行MADBは例外で、世銀報告書によると同行の貸出金利は2012年3月に8.5%まで、さらに各種報道によると、一部貸出の金利はその後5%まで引き下げられた。

²⁰ 定期預金の利用は拡大しており、同国統計局が公表している“People’s Savings”データによると、全体に占める定期預金のシェアは2013年3月末時点の3%から2014年11月末時点の20%に上昇した。

4. 金融インフラ

目先、導入が計画されている金融インフラは次の通りである。

(1) オンラインの中銀決済システム

2014年、国際協力機構（JICA）の支援事業として、CBMの資金決済および証券決済業務、国債担保管理などをオンライン処理するシステム（CBM-NET）、および当該システムの運用に必要なICT（情報通信技術）インフラの構築が着手された。完成予定は2015年末である。CBM-NETの決済方式には、国際標準である即時グロス決済（RTGS）、および証券資金同時受渡（DVP）が用いられる。CBM-NETが順調に稼働すれば、上記のCBM業務は、大半が手作業という現状と比較して効率性が大幅に改善される。また、セキュリティ保護やデータ管理が適正に行われていないという現状の問題点も解消される。

(2) 信用情報機関

CBMは世界銀行グループのIFC（国際金融公社）などの支援を受けて、2016年6月までに信用情報機関を設立する計画である。同機関は2020年6月までに約3百万件の信用情報照会を受け、貸出側に対する借入側の借入履歴の提供を通じて、貸出側の融資判断の迅速化、個人・中小企業への融資拡大、多重債務の防止に寄与することが期待されている。

5. 今後の課題

同国の銀行セクターは、「最後のフロンティア」と称される同国に対する高い成長期待を背景に、多数の国際支援によって近代化に向かって歩み始めた。改革は足許、初歩段階であり、課題は山積している。中央銀行は独立性を確保したが、監督・金融調節・決済の各機能の整備はこれからである。外国銀行は参入開始したが、最大のターゲットである外国企業に対する融資が実現するには更なる制度整備が必要である。銀行店舗・ATMは普及し始めたが、未だ多くの民間企業や個人が現金の手元保管や現物投資を続けている。背景には過去の取り付け騒動に伴う根強い銀行不信があるが、未だ殆どの銀行が情報開示を行っていない。現地の金融人材は慢性的に不足しており、今後も国際機関や先進国による地道な支援が必要と考えられる。

以上

主要参考資料

- IMF, Myanmar “Recent Economic Developments” (1999 年)
- IMF, Myanmar Article IV Consultation / Staff Report (2011 年、2013 年、2014 年)
- World Bank, “Myanmar agricultural development bank : initial assessment and restructuring options” (2014 年)
- ADB Economics Working Paper Series No.431 “Monetary Policy and Foreign Exchange Management: Reforming Central Bank Functions in Myanmar” (2015 年)
- GIZ, “Myanmar’s Financial Sector” (2015 年)
- “Liquidity Measurement and Management in the SEACEN Countries” / May Toe Win, CBM, “Chapter 5 Liquidity Measurement and Management in Myanmar” (2010 年)
- “Mortgage Finance And Consumer Credit: Implications On Financial Stability In SEACEN Economies” / Myat Thida Min, CBM, “Chapter 8 Mortgage Finance and Consumer Credit: Implications on Financial Stability” (2014 年)
- JICA 中央銀行業務 ICT システム整備計画 事業事前評価表 (2013 年)
- 日本総合研究所 熊谷章太郎「為替相場改革後のミャンマー・チャット相場」環太平洋ビジネス情報 RIM 2014 Vol.14

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2015 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>